

平成21年4月14日

都道府県医師会

廃棄物担当理事 殿

日本医師会廃棄物担当常任理事

今 村 聡

「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」  
の送付ならびに周知方の依頼について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、環境省では、平成20年12月より、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策検討会」を設置し、鋭意検討を進め、このほど報告書として、標記ガイドラインを取りまとめ、本会に添付のように周知方の依頼がきましたので、報告書を送付いたします。

新型インフルエンザのパンデミックが懸念されておりますが、新型インフルエンザが流行した場合、廃棄物の処理は、国民の最低限の生活を維持するために不可欠なサービスの一つとして、その事業を継続することが求められております。

本ガイドラインは、このような状況を踏まえ、新型インフルエンザ流行時においても安全かつ安定的に廃棄物の適正処理が行われるよう、一般廃棄物の処理責任を有する市町村や産業廃棄物の処理を担う産業廃棄物処理業者等の廃棄物処理の関係者が取るべき措置等について、取りまとめたものです。

本ガイドラインでは、特に 3. 廃棄物の適正処理確保の観点から留意すべき事項として、(1) 廃棄物の適正処理確保の観点から留意すべき事項 (p23～) の1項が設けられております。ここでは、「地方公共団体等が相互に連携しつつ、広域的に対応すること等も考えられる。」とされており、新型インフルエンザ流行時の廃棄物処理に関する具体策等、検討結果がまとめられております。また医療機関における対策も例示されております(添付 解説文参照)。

つきましては、貴医師会においても本ガイドラインの留意すべき事項を十分検討の上、市町村等と話し合いを進め、新型インフルエンザが流行した場合の対応と廃棄物の具体的取扱い方法について、事前に打ち合わせされ、貴医師会会員にこれらの打合せ結果、医療機関における対策の例示などを周知徹底方図られるようお願いする次第であります。

なお、本ガイドライン、Q&A は、日本医師会ホームページ <http://www.med.or.jp/doctor/haiki.html> に掲載しております。

記

「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」について

- ① 都道府県医師会廃棄物担当理事宛、日本医師会廃棄物担当常任理事発  
送付文書および解説文書
- ② 日本医師会長宛、環境省ガイドライン送付添付文書
- ③ 「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」本文
- ④ 廃棄物処理における新型インフルエンザ対策Q&A

以上